

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	
○落札者の決定	(入札課) 609
○救急病院である旨の告示	(医療課) 610
○漁業災害補償法に基づく共済契約締結の 同意の認定	(水産事務所) ♪
○公共測量の終了	(用地課) ♪
○道路の供用開始	(南丹土木事務所) ♪

公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届 出	(中丹広域振興局) 611
○土地改良区役員の就退任届	( ♪ ) ♪
○土地改良区役員の住所変更届	(南丹広域振興局) ♪
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 の公告	( ♪ ) 612

○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧	(山城広域振興局) 612
○道路の位置の指定	(乙訓土木事務所、南丹土木事務所) 613
○都市計画法に基づく工事完了	(乙訓土木事務所、山城北土木事務所) ♪

### 府 議 会

○府議会臨時会の開閉	614
------------	-----

### 公 安 委 員 会

○ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第 13項の規定に基づく公示送達を行う京都府公安委 員会の掲示板に関する告示	♪
○落札者の決定	♪

## 告 示

### 京都府告示第460号

落札者を次のとおり決定した。

令和3年8月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 購入物品の名称及び数量
  - ア 油圧式万能試験機（農芸高校分） 一式
  - イ 油圧式万能試験機（宮津高校分） 一式
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府総務部入札課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 落札決定日  
令和3年7月29日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
クアナ技研株式会社  
京都市中京区西ノ京東中合町28
- (5) 落札金額  
42,020,000円

- (6) 契約の方法  
一般競争入札
- (7) 入札公告日  
令和3年6月18日
- 2 (1) 購入物品の名称及び数量
  - ア スクールバス（八幡支援学校分） 1台
  - イ スクールバス（舞鶴支援学校分） 1台
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府総務部入札課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 落札決定日  
令和3年7月29日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
ア いすゞ自動車近畿株式会社京都支店  
京都市南区上鳥羽大溝10番地の2  
イ いすゞ自動車近畿株式会社京都支店  
京都市南区上鳥羽大溝10番地の2
- (5) 落札金額
  - ア 24,310,000円
  - イ 25,190,000円
- (6) 契約の方法  
一般競争入札
- (7) 入札公告日  
令和3年6月18日

京都府告示第461号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和3年8月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定期 限
医療法人社団医聖会学研都市病院	相楽郡精華町精華台7丁目4の1	令 3. 8. 4	令 6. 8. 3
京都府立医科大学附属北部医療センター	与謝郡与謝野町字男山481	3. 8. 5	6. 8. 4

京都府告示第462号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分において同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年8月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

区 域	区 分
舞 鶴 区 域	沖合機船底曳網漁業及び小型機船底曳網漁業
官 津 市 区 域	小型定置漁業及び小型合併漁業であって養老地区で営む漁業
京 丹 後 市 区 域	小型定置漁業、沖合機船底曳網漁業及び小型機船底曳網漁業

京都府告示第463号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域（以下「加入区」という。）及び区分において同法第125条の6第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年8月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

加 入 区	区 分
舞 鶴 市 加 入 区	ほたて貝等養殖業(とり貝養殖業)
官 津 市 加 入 区	〃
京 丹 後 市 加 入 区	〃

京都府告示第464号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和3年京都府告示第299号）が令和3年7月29日終了した旨測量計画機関の長である京都府中丹広域振興局長から通知があった。

令和3年8月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域  
舞鶴市字朝来中地内

京都府告示第465号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和3年8月24日から令和3年9月7日まで縦覧に供する。

令和3年8月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 綾部宮島線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
南丹市美山町和泉藪ノ本36の6から 南丹市美山町和泉蛭子20の1まで	令和3年8月24日

- 4 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和3年8月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

## 1 届出事項の概要

- 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
ダイレックス株式会社  
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
代表取締役 多田 高志
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス福知山店  
福知山市篠尾新町三丁目88番ほか
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
ダイレックス株式会社  
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地  
代表取締役 多田 高志
- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年3月27日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,230平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（アからエまでの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）
  - 駐車場の収容台数  
46台
  - 駐輪場の収容台数  
35台
  - 荷さばき施設の面積  
32平方メートル
  - 廃棄物等の保管施設の容量  
7.1立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（ウの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後9時45分

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時まで
- 駐車場の自動車の出入口の数  
2箇所
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

## 2 届出年月日

令和3年7月26日

## 3 縦覧場所

京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

## 4 縦覧期間

令和3年8月24日から令和3年12月24日まで

## 5 意見書の提出先

京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

南ヶ端井堰土地改良区の役員の就退任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり就退任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和3年8月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

## 1 就任役員（理事）

住 所	氏 名
福知山市字堀815	植 村 唯 文
〃 〃 763	外 賀 完 二

## 2 退任役員（理事）

住 所	氏 名
福知山市字堀1365の23	外 賀 三 敬
〃 〃 773	外 賀 誠 志

亀岡市牡丹餅堰土地改良区の役員の住所変更に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり役員の新旧住所の届出があった。

令和3年8月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

住所変更を行った役員 (理事)	八 木 衛
新 住 所	南丹市八木町八木鹿草82の1
旧 住 所	豊能郡豊能町東ときわ台6丁目1の21



森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知をする相手方の所在が不明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を南丹市役所に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和3年8月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名  
船井郡和知町字大迫小字櫻田67番地の1  
福本 源市  
北桑田郡美山町大字小淵小字中才8番地  
福本 せつゑ  
福岡市博多区神屋町1番9-702号  
鷗子 健史  
宇治市五ヶ庄新開9番地の2 新開ハウスC棟2階3号  
崔 煥義  
亀岡市大井町小金岐二丁目7番1号  
石田 雅揮  
北桑田郡美山町大字檜原小字東田36番地の1  
石田 薫  
北桑田郡美山町大字檜原小字中岡7番地  
永武 一紀  
北桑田郡美山町大字檜原小字中岡25番地1  
石田 稔  
京都市左京区大原大見町316番地  
迫田 文明  
犬山市大字塔野地字岩田90番地  
迫田 久夫  
高槻市大字庄所181番地  
弓削 和夫  
北桑田郡美山町大字檜原小字中野田52番地  
高橋 高  
北桑田郡美山町大字檜原小字中野田12番地  
山口 重夫
- 通知の要旨  
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更

する予定である旨の通知があったこと。

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和3年京都府告示第416号による。



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和3年8月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
日本採礦株式会社  
代表取締役 西川 政宏  
宇治市菟道坂川1番地
- 林地開発行為の目的  
土石の採掘（採石）
- 林地開発行為をしようとする区域  
宇治市菟道坂川1番1ほか（次の図のとおり）
- 林地開発行為をしようとする区域の面積  
44.4ヘクタール
- 期間  
(1) 林地開発行為を行う期間  
令和4年2月1日から令和7年1月31日まで  
(2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間  
昭和35年から令和16年1月31日まで
- 生活環境に影響が生じるおそれの有無  
有
- 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れの発生	運搬車両の出入口から300m以内の区域(次の図のとおり)	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置する。 土曜日ごとに道路の清掃を実施する。
交通量の増加	府道京都宇治線から運搬車両の出入口まで(次の図のとおり)	運搬車両は、場内出入口から府道京都宇治線までの間は、時速30km以下で走行する。

		<p>菟道自治区内は、時速15km以下とする。</p> <p>運搬車両の通行時間は、午前8時から午後6時までとし、他の時間帯の運行は、行わない。また、日曜日及び祝日の運行は、行わない。</p> <p>府道京都宇治線からの出入りを2系統とし、交通量を分散する。また、道路が狭い三室戸側には、府道からの進入部に交通整理員を配置し、安全運転を指導する。</p>
騒音の発生	開発区域から約300m以内の地域（次の図のとおり）	<p>重機の使用は、午前8時から午後5時までとし、時間を厳守する。</p> <p>発破作業は、原則として正午に行う。</p> <p>開発区域の周囲に残置森林を配置し、周辺地域との緩衝帯とする。</p>
粉じんの発生	プラント施設の中心から約300m以内の地域（次の図のとおり）	<p>プラント施設には、噴霧器を設置し、適宜散水を行い、粉じんの発生を防止する。</p> <p>その他運搬車両の出入口等の粉じん発生箇所には、散水車で適宜散水を行い、粉じんの発生を防止する。</p> <p>開発区域の周囲に残置森林を配置し、周辺地域への粉じんの飛散を防止する。</p>
濁水の発生	防災池放流口から下流の範囲（次の図のとおり）	<p>場内下流部に沈砂兼防災池を設置し、場内の排水は、全て沈砂兼防災池に集水し、泥を沈下させた後に場外に排水する。</p> <p>雨天時の作業を中止する。</p>
河川水量の増加	〃	<p>場内下流部に沈砂兼防災池を設置し、場内の排水は、全て沈砂兼防災池に集水し、好天時に排水量を調整し、志津川に放流する。</p>

8 縦覧場所

- (1) 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課

- 宇治市宇治若森7の6
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 宇治市産業地域振興部農林茶業課  
宇治市宇治琵琶33番地
- (4) 日本採礦株式会社  
宇治市菟道坂川1番地
- 9 縦覧期間  
令和3年8月24日(火)から令和3年9月24日(金)まで
- 10 意見書の提出期間及び提出先
- (1) 提出期間  
令和3年8月24日(火)から令和3年9月24日(金)まで
- (2) 提出先  
〒611-0021 宇治市宇治若森7の6  
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課  
〔次の図〕は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。〕



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和3年8月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年月日	所管土木事務所名	道路の位置	道路の延長	道路の幅員
乙第571号	令 3. 8. 10	京都府乙訓土木事務所	乙訓郡大山崎町字円明寺小字佃5の1、5の14	m 26.9	m 最小 6.0 最大 6.0
南木第41号	〃	京都府南丹土木事務所	亀岡市旅籠町67、67の2の一部	24.0	最小 6.0 最大 6.0



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年8月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
向日市上植野町下川原1、1の3、12の1、29の

8、市有地

(関連区域)

向日市上植野町下川原無番地、市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

守口市桜町4の17

敷島住宅株式会社

2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

宇治市榎島町落合43の7、59

(関連区域)

宇治市榎島町落合43の4の一部、43の5の一部、  
43の6の一部、43の8の一部、本屋敷40の1の一部、  
183の2の一部、市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

守口市桜町4の17

敷島住宅株式会社

3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

八幡市川口萩原1の1

(関連区域)

八幡市川口萩原1の2の一部、1の3、1の4の  
一部、1の8の一部、1の9、2の2の一部、2の  
3の一部、2の5の一部、市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八幡市川口堀ノ内50

東村 二藏

八幡市川口堀ノ内50

東村 篤子

府 議 会

府議会臨時会の開閉

令和3年8月6日に招集された8月府議会臨時会は、  
同日開会した。

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第131号

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第5条第13項に規定する公示送達を行う京都府公安委員会の掲示板は、次のとおりとする。

令和3年8月24日

京都府公安委員会

委員長 平 林 幸 子

名 称	所 在 地
京都府公安委員会・京都府警察本部掲示板	京都市上京区下長者町通新町西入敷之内町85の3 京都府警察本部本館北側

附 則

この告示は、令和3年8月26日から施行する。

京都府警察本部告示第89号

落札者を次のとおり決定した。

令和3年8月24日

京都府警察本部長 上 野 正 史

- 1 落札に係る物品の名称及び予定数量  
レギュラーガソリン 94,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府警察本部総務部会計課  
京都市上京区下長者町通新町西入敷之内町85番地3
- 3 落札者を決定した日  
令和3年6月15日
- 4 落札者の名称及び所在地  
三徳エネルギー株式会社  
大阪市淀川区新高4丁目4番10号
- 5 落札金額  
12,800,920円
- 6 契約の方法  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和3年2月19日